

お知らせ

平成28年6月3日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査における 基準地震動の追加評価について (海洋プレート内地震)

当社は、女川原子力発電所2号機の耐震安全性評価に係る基準地震動^{※1}について、東北地方太平洋沖地震等で得られた知見等を踏まえ、「プレート間地震^{※2}」を考慮した基準地震動 S_s-1 （640ガル）と、「海洋プレート内地震^{※3}」、「内陸地殻内地震^{※4}」および「震源を特定せず策定する地震動^{※5}」を考慮した基準地震動 S_s-2 （1,000ガル）を設定しております。

この内容については、現在、原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査会合において、審査が進められているところです。

当社はこのたび、「海洋プレート内地震」による地震動について、これまでの審査会合におけるコメント等を踏まえ、さらに厳しい条件で追加評価をしました。

具体的には、地震を発生させる断層の位置等について、従来の評価よりも女川原子力発電所の敷地に近づけて評価したもので、これにより得られた地震動は、基準地震動 S_s-1 および S_s-2 を一部の周期帯で上回ります。

追加評価した地震動の妥当性や、この地震動に基づく基準地震動の設定については、今後の審査会合において審議される予定です。

なお、女川原子力発電所については、適合性審査申請時の基準地震動に対して裕度を持たせた耐震工事を進めているため、今回の追加評価による発電所の設備への影響はないものと考えておりますが、今後、詳細な評価を実施することといたします。

詳細は別紙のとおりです。

以上

※1 基準地震動

原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり、敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの。

※2 プレート間地震

海洋プレートと大陸プレートが接している境界で発生する地震。

※3 海洋プレート内地震

大陸プレートに沈み込む（沈み込んだ）海洋プレート内で発生する地震。

※4 内陸地殻内地震

大陸プレート内部での断層運動により発生する地震で、深さがおおむね約30kmよりも浅い地殻の内部で発生する地震。

※5 震源を特定せず策定する地震動

震源と活断層を関連付けることが困難な、過去の内陸地殻内の地震による地震動。

<添付資料>

女川原子力発電所2号機 新規制基準適合性審査における基準地震動の追加評価について